

# 経営者のための法律相談Q&A その65

## もしもSNS上での誹謗中傷をしてしまったら

### 1 その書き込み、大丈夫？

近年、インターネットの普及とともに、目覚ましく発展してきたソーシャル・ネットワークキング・サービス（いわゆる「SNS」）。自分の意見や感想を手軽に言えて、誰もが表現者となる可能性を大きく広げるものですが、その一方で、過激な発言や個人を攻撃するような書き込みにより発生するトラブルが後を絶ちません。

もしかしたら、これを読んでいる方も、SNSで日常的に何かを発信されているかもしれません。しかし、前に述べた通り、いつ自分の書き込みが他人を誹謗中傷するものと言われるかが分からない世の中になっており、表現する前に考えておきたいことがあります。

### 2 「誹謗中傷」は何が問題なのか

他人に対する悪口や、根拠のないことで名誉を傷つける「誹謗中傷」は、どのような法的問題になるのでしょうか。

法的問題としては、大きく民事責任と刑事責任に分かれます。刑事責任としては、誹謗中傷は名誉毀損罪、侮辱罪に該当する可能性があります。名誉毀損罪の法定刑は3年以下の懲役もし

くは禁錮又は50万円以下の罰金であり、侮辱罪は刑法改正により法定刑が引き上げられた結果、1年以下の懲役もしくは禁錮もしくは30万円の罰金又は拘留若しくは料料となっています。いずれにせよ、軽い犯罪とはいえません。

名誉毀損罪は、公然と人の社会的評価を低下させることで成立し、侮辱罪は、公然と人を侮辱すなわち人をけなしたり罵詈雑言を浴びせたりした場合に成立します。

民事責任としては、民法709条に基づき、人格権やプライバシー権といった権利を侵害したとして、不法行為責任が問われる可能性があります。その場合、誹謗中傷をした相手に訴えられて慰謝料などを請求される危険があります。

あり、仮に裁判所が慰謝料請求を認めると、事案によって異なりますが、多少の慰謝料は支払わなければならないでしょう。

このように、SNSにおいて軽い気持ちで発信した悪口などが、誹謗中傷と捉えられ、前記のような刑事責任や民事責任を問われる危険があります。

### 3 もしも誹謗中傷をしてしまったら？

では、もしも誹謗中傷をしてしまい、被害者から慰謝料を請求されたり、警察に被害届を出されたりしたら、どうすればよいのでしょうか。

被害者が高額な慰謝料を請求してきた場合、それに応じるべきかどうかは少し考えた方が良いでしょう。誹謗中傷事案における慰謝料の相場は、はっきりと決まっているわけではありませんが、10万円から100万円が妥当な金額と考えられます。

訴訟を提起される前であれば、被害者との間で示談交渉をして、双方が納得できる金額になるまで話し合い、そのうえで、双方で取り決めた慰謝料を支払うこと、被害届を取り下げってもらうこと、今後お互い何も請求しないこと、といった内容の示談書を取り交わすことで、紛争を終わらせるという方法があります。

交渉はご自分ですることもできますが、被害者の方が感情的になっていて話し合いが進まないということであれば、示談交渉や、場合によっては訴訟の対応といったことについて弁護士に早期に相談されるのが良いでしょう。

### 4 SNSを使う際に気を付けておきたいこと

現在の社会は非常に多くの方がスマートフォンを持ち、何らかのSNSをやっている方もかなり多いと思われ

ます。そのため、SNSで何をどのように発信していくべきかというのは、現代人にとって重要な課題です。

まずは、先ほど述べたような名誉毀損罪や侮辱に当たらないかどうかを、発信する前によく考えることが紛争の火種を作らない大事な一歩です。ストレスにまみれた現代社会、SNSで散したくなることもあるでしょう。そんな時こそ、胸に手を当てて考えてみて下さい。その行為は誰かを誹謗中傷し、人の心を傷つけるものではありませんか？みんなが気持ち良く暮らせる社会になれるよう、私も含めて気を付けていきたいものです。

（本稿担当 中田拓也）



弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-0025

東広島市西条中央7丁目三番三五号

東広島商工会議所会館3階

☎49317100 ☎49317101

弁護士 福田浩・今田健太郎・上楯裕章・谷脇裕子

加藤之拓・鈴木謙治・中岡正薫・中江詩織

丸電日出和・大橋真人・中田拓也